

出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧

令和7年10月現在

対象職員		妊娠	誕生	1歳	1歳6月	3歳	小学校入学	4年生進学	中学校入学	中学校卒業	
種類	男	女									
特別休暇		○	妊娠障害休暇	(14日以内)							
特別休暇		○	通勤緩和休暇	(正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日1時間以内)							
職専免		○	休息・補食職専免	(正規の勤務時間の始め又は終わりに連続する時間等以外の時間で、必要な時間)							
勤務制限		○	妊娠が請求した場合の変形・時間外・休日・深夜勤務の禁止								
特別休暇		○	妊産婦健診休暇	(妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)							
特別休暇		○	出産休暇	(原則として出産予定日の8週間前から出産の日後8週間まで)							
特別休暇	○		配偶者出産休暇	(配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間までで3日以内)							
特別休暇	○		男性職員の育児参加休暇	(原則として出産予定日の8週間前から出産の日以後1年を経過する日までで5日以内)							
特別休暇	○	○	育児休暇(育児時間)	(1日2回、各45分。男性職員は、その配偶者が養育できる場合を除く。)							
休業	○	○	育児休業	(給与は支給されない)							
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務				(19時間25分~24時間35分/週の4パターンの勤務) (週当たりの勤務時間に応じて給与は支給される)				
部分休業	○	○	第1号部分休業・第2号部分休業				子育て支援部分休暇 (第1号部分休業、子育て支援部分休暇は1日2時間以内。第2号部分休業は1年で77時間30分) (勤務しなかった時間に応じて給与を減額する)				
その他	○	○	早出遅出勤務・休憩時間の短縮【養育】				早出遅出勤務・休憩時間の短縮【送迎】 (早出遅出：1時間30分の範囲内で勤務時間を繰上げ・繰下げ) (休憩短縮：休憩時間が45分を超えて置かれている場合に限る)				
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の原則禁止								
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の制限・深夜勤務の原則禁止								
特別休暇	○	○	(1年5日以内。義務教育終了前の子等が2人以上の場合5日加算)								
			家族看護等休暇【子の看護(他に看護者がいない場合)】、【予防接種・健康診断(満18歳以降最初の3/31まで)】								
			家族看護等休暇【子の看護(他に看護可能な者がいる場合において、当該子の看護を行うとき)】								
			家族看護等休暇【感染症予防・気象警報等による臨時休業に係る世話・学校等行事への出席・児童発達支援・医療型児童発達支援】								